

京都市京町家保全・継承応援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、趣ある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な京町家のうち、景観的・文化的に高い価値等を有する京町家の適切な維持管理を支援することにより、京町家の保全及び継承を推進するため、京都市京町家保全・継承応援金（以下「応援金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「京町家条例」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋のうち居住部分の割合が4分の1以上のものをいう。
- (2) 住宅用地 固定資産税の評価地目が宅地（住宅用地）となっているものをいう。

(交付の対象となる京町家)

第3条 応援金の交付の対象となる京町家は、京町家条例第17条第1項に規定する重要京町家かつ次の各号のいずれかに該当するもの（以下「交付対象京町家」という。）とする。ただし、市長が適当と認める部分に限る。

- (1) 文化財保護法第27条第1項に規定する重要文化財、京都市文化財保護条例第6条第1項に規定する京都市指定有形文化財
- (2) 景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物、京都市伝統的建造物群保存地区条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物（以下「伝統的建造物」という。）、京都市市街地景観整備条例第38条第1項に規定する歴史的意匠建造物
- (3) 文化財保護法第58条第1項に規定する登録有形文化財、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項に規定する歴史的風致形成建造物、京都市伝統的建造物群保存地区条例第2条第2項に規定する保存地区内の建築物（伝統的建造物を除く。）、京都市市街地景観整備条例第24条第1項に規定する歴史的景観保全修景地区又は同条例第30条第1項に規定する重要界わい景観整備地域内にある建築物、同条例第31条第1項に規定する界わい景観建造物、京都市文化財保護条例施行規則第13条第1項に規定する京都市登録文化財
- (4) 重要京町家の敷地の用に供されている土地の面積（以下「敷地面積」という。）が200平方メートルを超える住宅又は公益に資する用途に供するものとして市長が認めるもの

(交付対象者)

第4条 応援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象京町家の所有者（以下「建物所有者」という。）又は交付対象京町家の敷地の用に供されている土地の所有者（以下「土地所有者」という。）であつて、応援金の交付後、10年以上継続して、当該京町家を維持管理する意思を有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は交付対象者としない。

- (1) 京都市税を滞納している者
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団員密接関係者
- (3) 本市が補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(応援金の額)

第5条 応援金の額は、基礎額と上乗せ額を加算して算定した額とし、次の各号に掲げる額の範囲内において別に定める額とする。

- (1) 基礎額 別表1の左欄に掲げる京町家の区分に応じ、同表中欄に掲げる額とし、同表右欄に掲げる額を限度額とする。
- (2) 上乗せ額 別表2の左欄に掲げる京町家の区分に応じ、同表中欄に掲げる額とし、同表右欄に掲げる額を限度額とする。

2 応援金は、前項に定める額を一括して交付する。ただし、建物所有者と土地所有者が異なる場合は、建物所有者に基礎額と交付対象京町家に係る上乗せ額を、土地所有者に交付対象京町家の敷地に係る上乗せ額を交付するものとする。

3 前2項の規定により算出した応援金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

4 交付対象京町家が長屋である場合において、各住戸の所有者その他関係権利者の状況等を勘案して市長が適当と認めるときは、第1項中「京町家」を「住戸」と、「限度額」とあるのは「住戸当たりの限度額」と読み替えて、第1項の規定を適用することができるものとする。

5 交付対象京町家について、応援金の交付を受けることができるのは、同一年度内に1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金条例第9条の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、京都市京町家保全・継承応援金交付申請書（第1号様式）によって、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 京町家維持管理報告書（第２号様式）
 - (2) 土地及び建物の登記事項証明書その他の交付対象京町家に係る所有者であることを証する書類
 - (3) 固定資産税及び都市計画税の納税通知書及び課税明細書その他の交付対象京町家に係る納付税額を証する書類（交付対象京町家が第３条第１項第１号に該当する場合を除く。）
 - (4) 同意書兼確認書（第３号様式）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- ２ 前項第１号に規定する維持管理報告書の提出をもって、補助事業の実績を確認することとし、補助金条例第１８条第１項の規定は適用しない。
- ３ 建物所有者と土地所有者が異なる場合において、土地所有者が交付申請をする場合は、応援金の交付を受けることについて、あらかじめ建物所有者の同意を得なければならない。

（交付及び交付額の決定）

第７条 市長は、交付申請が到達した日から３０日以内に、その内容を審査し、補助金条例第１０条各項の規定による交付の決定及び同条例第１９条の規定による交付額の決定をするものとする。ただし、当該期間内に決定できない合理的な理由があるときは、同期間を延長することができる。

（請求）

第８条 交付申請をしたもの（以下「申請者」という。）は、前条の規定による交付及び交付額の決定に係る通知を受けた日から３０日以内に、京都市京町家保全・継承応援金請求書（第４号様式）により応援金の請求を行わなければならない。

（交付の条件及び決定の取消）

第９条 市長は、応援金の交付の決定をする場合において、補助金条例第１１条第１項の規定に基づき、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金条例第１９条の規定による通知を受けた日から起算して１０年を経過するまでの間（以下「保全期間」という。）、応援金の交付を受けた京町家を適切に維持管理しなければならない。
- (2) 保全期間において、市長の承認を受けずに、応援金の交付を受けた京町家を解体してはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由により、市長が認める場合はこの限りでない。
- (3) 保全期間において、応援金の交付を受けた京町家を譲渡しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるとともに、譲受人に対し、本応援金に係る交付の条件を説明し、

遵守させるよう努めなければならない。

- 2 市長は、前項に基づき付した条件に違反した場合は、補助金条例第22条第1項の規定に基づき、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(報告等)

第10条 市長は、申請者に対し、応援金の交付を受けた京町家の維持管理状況を確認するために、報告を求めることができる。

- 2 市長は、申請者に対し、本事業等に係る調査及び京町家の保全・継承に係る普及啓発その他の協力を求めることができる。

(標示の設置)

第11条 申請者は、重要京町家であることを示す標示プレートを一般公衆から視認できる範囲に設置しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 第3条の規定の適用は、交付申請の日が属する年度の4月1日時点とする。ただし、令和8年度は、7月1日時点とする。

別表1 (第5条第1項第1号関係)

区分	応援金額	限度額
第3条第1号に該当する京町家	敷地面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額	40万円
第3条第2号に該当する京町家	敷地面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額	20万円
第3条第3号に該当する京町家	敷地面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額	10万円
第3条第4号に該当する京町家	10万円	—

備考 交付対象京町家が複数の区分に該当するときは、応援金額の大きくなる区分を適用する。

別表 2（第 5 条第 1 項第 2 号関係）

区分	応援金額	限度額
第 3 条第 2 号に該当する京町家	交付対象京町家及び交付対象京町家の敷地に係る固定資産税及び都市計画税で、交付申請の日の属する年度に本市へ納付すべき税額に相当する額（以下「固定資産税等相当額」という。）に 10 分の 3 を乗じて得た額	交付対象京町家の敷地の全て又は一部が住宅用地の場合 200 万円 上記以外の場合 50 万円
第 3 条第 3 号及び第 4 号に該当する京町家	交付対象京町家及び交付対象京町家の敷地に係る固定資産税等相当額に 10 分の 2 を乗じて得た額	交付対象京町家の敷地の全て又は一部が住宅用地の場合 120 万円 上記以外の場合 30 万円

備考 交付対象京町家が複数の区分に該当するときは、応援金額の大きくなる区分を適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

京都市京町家保全・継承応援金交付申請書
(第一面)

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)
	電話

京都市京町家保全・継承応援金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、応援金の交付を申請します。	
交付対象京町家の所在地	京都市 区
交付申請額	円
敷地面積	
指定番号	
添付書類	☐ 京町家維持管理報告書（第 2 号様式） ☐ 登記事項証明書 ☐ 固定資産税・都市計画税の納税通知書、課税明細書 ☐ 同意書兼確認書（第 3 号様式） ☐ その他

(第二面)

申請者氏名			
申請者	☐ 土地所有者と建物所有者は同一である ☐ 建物所有者である（土地所有者は別）※1 ☐ 土地所有者である（建物所有者は別）※1、※2	あてはまるものにチェック	
	※2 申請者と建物所有者が異なる場合 ☐ 建物所有者の同意を得ている。		
	他の所有者 ☐ 申請者以外に他の所有者は存在しない。 ☐ 申請について、他の所有者の同意を得ている。	いずれかにチェック	
京町家の区分	☐ 重要文化財 ☐ 京都市指定有形文化財	あてはまるものにチェック	
	☐ 景観重要建造物 ☐ 伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物 ☐ 歴史的意匠建造物		
	☐ 登録有形文化財 ☐ 歴史的風致形成建造物 ☐ 伝統的建造物群保存地区内（伝統的建造物除く。） ☐ 歴史的景観保全修景地区内 ☐ 重要界わい景観整備地域内 ☐ 界わい景観建造物 ☐ 京都市登録文化財		
	☐ 敷地面積200㎡超かつ住宅 ☐ 敷地面積200㎡超かつ公益利用(用途:)		
京町家の敷地面積			
固定資産税・都市計画税の年税額	土地		申請に係る部分のみ※1
	家屋		
	合計		

※1 申請者と土地所有者が異なる場合は、交付対象京町家の家屋に係る固定資産税・都市計画税の年税額とし、申請者と建物所有者が異なる場合は、交付対象京町家の敷地の用に供されている土地に係る固定資産税・都市計画税の年税額とする。

第2号様式

京町家維持管理報告書

(あて先) 京都市長

京都市京町家保全・継承応援金の交付にあたり、京町家の維持管理状況を報告します。

指定番号		
所在地	京都市 区	
維持管理 の状況	屋根	☐ 見える範囲で点検している。
	外壁	☐ 見える範囲で点検している。
	内部 (壁・床・柱)	☐ 見える範囲で点検している。
	設備	☐ 見える範囲で点検している。
	庭	☐ 見える範囲で点検している。
	現況写真 ☐ 添付	
	維持管理について日常的に相談できる事業者がいる。 ☐ はい ☐ いいえ	
改修予定	改修を予定している。 ☐ はい ☐ いいえ (「はい」の場合は内容)	

年 月 日

申請者氏名_____

(現況写真)

箇所	写真
外観	
内部	
庭・その他	

(参考) ご自身での点検用として御利用ください。

項目	点検結果
屋根	雨漏り、瓦のズレ等がないか。 ☐ 無 ☐ 有 →改修について ☐ 予定 ☐ 検討 ☐ 無
雨樋	つまり、はずれ等がないか。 ☐ 無 ☐ 有 →改修について ☐ 予定 ☐ 検討 ☐ 無
軒裏	雨漏り、腐朽等がないか。 ☐ 無 ☐ 有 →改修について ☐ 予定 ☐ 検討 ☐ 無
外壁	汚れ、割れ等がないか。 ☐ 無 ☐ 有 →改修について ☐ 予定 ☐ 検討 ☐ 無
柱	シロアリ被害等がないか。 ☐ 無 ☐ 有 →改修について ☐ 予定 ☐ 検討 ☐ 無
床	きしみ等がないか。 ☐ 無 ☐ 有 →改修について ☐ 予定 ☐ 検討 ☐ 無
壁（室内）	汚れ、割れ等がないか。 ☐ 無 ☐ 有 →改修について ☐ 予定 ☐ 検討 ☐ 無
建具	すき間、開閉不良等がないか。 ☐ 無 ☐ 有 →改修について ☐ 予定 ☐ 検討 ☐ 無
設備	漏水等がないか。 ☐ 無 ☐ 有 →改修について ☐ 予定 ☐ 検討 ☐ 無
その他	

第3号様式

同意書兼確認書

(あて先) 京都市長

(同意事項)

京都市京町家保全・継承応援金の交付を受けるに当たり、以下のことに同意します。

- 1 応援金の対象範囲の確認及び交付額の算定のため、固定資産税・都市計画税の課税情報を京都市が確認すること。
- 2 応援金の交付額の決定の通知を受けた日から起算して10年を経過するまでの間に、応援金の交付を受けた京町家が解体された場合において、市長が応援金の交付の決定を取り消したときは、応援金を市長に返還すること。

(確認事項)

応援金の交付額の決定の通知を受けた日から起算して10年を経過するまで、応援金の交付を受けた京町家を適切に維持管理する意思があります。

年 月 日

申請者氏名_____

交付対象京町家の所在地_____

第 4 号様式（第 8 条関係）

京都市京町家保全・継承応援金請求書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)
	電話

京都市京町家保全・継承応援金交付要綱第 8 条の規定により、応援金を請求します。	
交付対象京町家の所在地	京都市 区
請求額	¥ 円
交付決定通知書の年月日及び番号	

振込口座

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
銀行・金庫	支店・出張所	☐ 普通(総合) ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字等)			

※ 原則として、申請者の名義の口座を記入してください。
※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。